# 役員等報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひらはら会(以下「当法人」という。)の役員及び評議 員等(以下「役員等」という。)の報酬について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員等とは、評議員及び評議 員選任・解任委員並びにその他の委員をいう。

### (職務の種類)

- 第3条 報酬の支払い対象となる業務は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 理事会、評議員会及びその他の委員会への出席
  - (2) 監事による定期又は臨時監査
  - (3) 行政機関による監査の立会
  - (4) (1) の会議以外の日における法人業務及び法人が実施する事業の業務
  - (5) 役員等の研修会への参加及び他の施設への視察等
  - (6) その他、理事長が必要と認めた業務

### (報酬の額)

第4条 前条、各号の業務については、次のとおり支給することができる。

区分	報酬
4 時間未満	8,000 円
4時間以上8時間以下	15,000 円

2 前条、各号において、業務に従事する時間が長時間に及ぶ場合は、前項を参酌し理 事長が定める。

### (報酬の支給方法)

- 第5条 役員等に対する報酬の支給は、原則として報酬の支払い対象となる業務の終了 の都度支給する。
- 2 報酬は、現金をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本 人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

#### (適用除外)

第6条 施設等職員であって当法人役員等を兼務する者については、この規程は適用しない。

# (委任)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

# 附則

- 1. この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2. 平成25年 4月 1日施行の役員等費用弁償規程は廃止する。

# 附則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。